

民間給与関係資料

令和6年職種別民間給与実態調査について

今回の報告および勧告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与について検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

滋賀県人事委員会および人事院等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 675 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種 その他の職種 54 職種）

(3) 調査実人員

初任給関係 579 人（行政職に相当する調査実人員 508 人）、初任給関係以外の調査職種 5,571 人（行政職に相当する調査実人員 5,086 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、35,007 人であり、このうち、行政職に相当するものは 29,094 人である。）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を人事院が統計上の理論に従い、組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から133事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第15表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員は全て除外した。

5 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 15 表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企 業 規 模					
	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 123	事業所 22	事業所 16	事業所 19	事業所 51	事業所 15
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	5	3	—	1	1	—
製 造 業	85	11	15	12	36	11
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	11	4	—	—	5	2
卸 売 業 , 小 売 業	4	1	—	3	—	—
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	3	—	—	—	2	1
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	15	3	1	3	7	1

注1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が9所あった。

2 調査対象事業所133所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた132所に占める調査完了事業所から調査完了事業所123所の割合（調査完了率）は、93.2%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」および「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教および外国公務に分類されるものを除く。）である。

第16表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模50人以上100人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	6	52.1	757,298	148	757,150		
短大卒	5	51.2	757,467	171	757,296		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	X	X	X	X	X		
工場長	12	53.2	668,403	0	668,403	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	5	55.7	700,017	0	700,017		
短大卒	2	56.0	685,810	0	685,810		
高校卒	5	49.7	630,358	0	630,358		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	163	53.3	636,237	952	635,285	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	113	53.4	653,397	1,323	652,074		
短大卒	19	54.0	659,047	368	658,679		
高校卒	31	52.6	565,726	10	565,716		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	173	53.5	756,048	1,697	754,351	同上	同上
大学卒	143	53.5	779,784	1,901	777,883		
短大卒	13	54.2	675,199	0	675,199		
高校卒	17	53.0	631,198	1,318	629,880		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	61	52.2	583,897	1,237	582,660	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	41	52.4	601,384	1,647	599,737		
短大卒	10	52.8	555,452	447	555,005		
高校卒	10	51.3	538,880	289	538,591		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	68	52.2	623,557	2,668	620,889	同上	同上
大学卒	48	51.9	637,165	3,668	633,497		
短大卒	7	54.7	625,043	0	625,043		
高校卒	13	52.1	573,717	418	573,299		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	329	49.3	552,228	6,694	545,534	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	同上
大学卒	216	48.8	577,013	5,928	571,085		
短大卒	40	49.8	484,199	8,323	475,876		
高校卒	70	50.2	519,791	7,521	512,270		
中学卒	3	55.2	440,450	21,667	418,783		
技術課長	387	49.4	609,310	4,648	604,662	同上	同上
大学卒	253	48.7	625,346	3,516	621,830		
短大卒	43	50.2	571,298	7,697	563,601		
高校卒	89	51.3	583,625	6,541	577,084		
中学卒	2	51.8	496,069	0	496,069		

注1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下この表において同じ。)

注2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下この表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模50人以上100人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	118	48.4	494,837	39,361	455,476		
短大卒	73	46.5	506,994	43,427	463,567		
高校卒	19	51.7	499,954	35,056	464,898		
中学卒	26	50.9	461,976	32,241	429,735		
	—	—	—	—	—		
技術課長代理	73	45.4	481,894	72,276	409,618	同 上	同 上
大学卒	53	43.6	476,469	71,896	404,573		
短大卒	5	45.5	495,039	97,460	397,579		
高校卒	15	51.0	495,298	66,078	429,220		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	285	46.9	424,367	46,422	377,945	係の長および係長級専門職	同 上
大学卒	169	45.6	443,829	43,807	400,022		
短大卒	52	48.6	398,014	51,159	346,855		
高校卒	63	48.8	395,947	48,986	346,961		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	286	47.5	531,543	80,526	451,017	同 上	同 上
大学卒	162	46.1	539,477	80,304	459,173		
短大卒	32	49.1	537,491	103,367	434,124		
高校卒	91	49.3	515,289	72,023	443,266		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務主任	345	40.5	373,239	50,734	322,505	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
大学卒	187	37.0	380,216	54,469	325,747		
短大卒	58	48.6	323,265	30,203	293,062		
高校卒	98	43.8	380,991	52,956	328,035		
中学卒	2	43.7	468,786	44,228	424,558		
技術主任	325	43.3	443,972	71,584	372,388	同 上	同 上
大学卒	217	41.4	447,113	75,996	371,117		
短大卒	25	45.1	446,007	80,654	365,353		
高校卒	81	47.5	432,507	58,354	374,153		
中学卒	2	56.0	513,696	396	513,300		
事務係員	1,270	39.5	331,770	32,610	299,160		同 上
大学卒	659	36.1	349,788	38,010	311,778		
短大卒	238	43.5	308,471	28,334	280,137		
高校卒	361	43.1	312,926	26,141	286,785		
中学卒	12	43.9	322,602	6,507	316,095		
技術係員	1,185	36.5	364,280	48,616	315,664		同 上
大学卒	659	33.3	357,065	51,957	305,108		
短大卒	156	40.9	361,755	42,435	319,320		
高校卒	357	41.0	379,237	44,707	334,530		
中学卒	13	42.3	392,747	47,755	344,992		

注3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいい、「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう。（以下この表において同じ。）

2 規模 500 人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き っ ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 9級
大学卒	5	54.8	725,217	191	725,026		
短大卒	4	54.3	718,750	231	718,519		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	X	X	X	X	X		
工場長	10	53.0	661,481	0	661,481	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	4	57.3	707,517	0	707,517		
短大卒	2	56.0	685,810	0	685,810		
高校卒	4	47.1	603,873	0	603,873		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	85	54.1	718,263	238	718,025	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	59	54.1	729,592	216	729,376		
短大卒	12	54.6	725,639	621	725,018		
高校卒	14	53.6	664,975	25	664,950		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	126	53.7	834,404	2,180	832,224	同 上	同 上
大学卒	115	53.4	837,039	2,366	834,673		
短大卒	5	56.5	799,507	0	799,507		
高校卒	6	56.2	807,119	0	807,119		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	36	53.8	658,474	282	658,192	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同 上
大学卒	23	54.4	688,341	254	688,087		
短大卒	7	54.0	595,157	642	594,515		
高校卒	6	51.6	610,640	13	610,627		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	52	52.4	658,333	3,394	654,939	同 上	同 上
大学卒	39	51.9	664,515	4,526	659,989		
短大卒	4	54.6	689,769	0	689,769		
高校卒	9	53.7	618,267	0	618,267		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	194	49.0	616,564	7,822	608,742	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 7級、8級
大学卒	134	49.0	644,998	7,609	637,389		
短大卒	17	49.0	525,898	8,074	517,824		
高校卒	43	49.0	563,742	8,399	555,343		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	275	49.4	654,082	6,069	648,013	同 上	同 上
大学卒	192	48.6	663,441	4,387	659,054		
短大卒	23	49.7	643,626	12,655	630,971		
高校卒	59	52.0	629,397	8,971	620,426		
中学卒	X	X	X	X	X		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 5級、6級
大学卒	77	48.5	544,714	51,278	493,436		
短大卒	54	46.8	549,139	52,891	496,248		
高校卒	13	51.5	538,255	53,439	484,816		
中学卒	10	53.6	530,562	40,338	490,224		
	—	—	—	—	—		
技術課長代理	37	42.6	485,419	79,620	405,799	同 上	同 上
大学卒	29	39.9	467,799	82,090	385,709		
短大卒	4	45.5	513,027	116,628	396,399		
高校卒	4	56.8	569,531	33,411	536,120		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	116	48.3	482,953	59,892	423,061	係の長および係長級専門職	行政職 3級、4級
大学卒	74	47.2	499,294	57,170	442,124		
短大卒	25	49.9	442,301	69,838	372,463		
高校卒	17	50.9	468,806	57,763	411,043		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係長	184	48.6	580,744	92,425	488,319	同 上	同 上
大学卒	102	46.6	588,793	95,761	493,032		
短大卒	19	50.4	594,401	116,489	477,912		
高校卒	63	50.9	564,260	79,719	484,541		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	227	39.7	394,878	57,501	337,377	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3級、4級）
大学卒	138	37.2	395,911	59,167	336,744		
短大卒	33	47.9	338,256	38,683	299,573		
高校卒	54	43.3	414,399	61,306	353,093		
中学卒	2	43.7	468,786	44,228	424,558		
技術主任	243	43.5	472,618	82,523	390,095	同 上	同 上
大学卒	168	41.4	469,310	84,495	384,815		
短大卒	15	46.7	516,761	112,799	403,962		
高校卒	58	48.4	469,955	71,893	398,062		
中学卒	2	56.0	513,696	396	513,300		
事務係員	685	39.8	362,530	39,075	323,455		行政職 1級
大学卒	366	36.7	380,705	44,915	335,790		
短大卒	121	43.3	325,535	33,009	292,526		
高校卒	190	43.5	349,425	32,952	316,473		
中学卒	8	45.6	342,927	183	342,744		
技術係員	861	35.9	379,745	55,072	324,673		同 上
大学卒	481	32.2	367,647	58,302	309,345		
短大卒	108	40.5	384,018	50,043	333,975		
高校卒	264	41.2	401,154	50,469	350,685		
中学卒	8	46.4	436,983	60,332	376,651		

3 規模 100 人以上 500 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	X	X	円 X	円 X	円 X	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	2	54.5	697,636	0	697,636	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	66	52.6	552,659	1,163	551,496	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	44	52.8	566,069	1,804	564,265		
短大卒	7	53.1	562,079	0	562,079		
高校卒	15	51.7	514,229	0	514,229		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	46	53.0	560,914	513	560,401	同 上	同 上
大学卒	28	53.8	548,195	17	548,178		
短大卒	7	52.3	608,421	0	608,421		
高校卒	11	51.8	561,586	1,839	559,747		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	21	50.6	476,331	140	476,191	前記部長に事故等のあるときの職務代行者の職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同 上
大学卒	15	50.4	478,769	0	478,769		
短大卒	3	49.8	464,475	0	464,475		
高校卒	3	52.0	475,154	921	474,233		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	14	51.5	506,615	451	506,164	同 上	同 上
大学卒	8	52.2	524,921	113	524,808		
短大卒	2	55.5	486,325	0	486,325		
高校卒	4	48.6	480,003	1,296	478,707		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	107	49.8	463,048	4,820	458,228	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 5級、6級
大学卒	67	48.8	466,716	2,035	464,681		
短大卒	17	50.2	454,209	11,306	442,903		
高校卒	20	52.4	461,429	6,292	455,137		
中学卒	3	55.2	440,450	21,667	418,783		
技術課長	92	49.9	486,057	369	485,688	同 上	同 上
大学卒	52	49.0	485,583	63	485,520		
短大卒	17	51.1	462,204	120	462,084		
高校卒	22	51.3	505,969	1,270	504,699		
中学卒	X	X	X	X	X		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4級
大学卒	33	48.8	423,612	27,457	396,155		
短大卒	14	46.9	404,810	31,246	373,564		
高校卒	4	54.3	445,536	0	445,536		
中学卒	15	49.3	435,368	30,136	405,232		
	—	—	—	—	—		
技術課長代理	34	47.7	478,308	69,593	408,715	同 上	同 上
大学卒	23	47.3	480,989	64,238	416,751		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	10	49.0	476,274	84,893	391,381		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	135	46.1	385,838	38,117	347,721	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	81	44.9	401,912	31,792	370,120		
短大卒	21	46.9	349,894	40,457	309,437		
高校卒	32	48.3	370,488	50,582	319,906		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	89	44.8	429,786	56,833	372,953	同 上	同 上
大学卒	54	45.3	447,354	49,849	397,505		
短大卒	10	45.0	431,050	83,522	347,528		
高校卒	24	43.7	383,370	57,381	325,989		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務主任	99	42.3	325,359	34,850	290,509	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	41	35.5	315,901	33,255	282,646		
短大卒	24	49.3	311,586	22,312	289,274		
高校卒	34	44.7	344,338	44,865	299,473		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	76	42.7	351,335	36,059	315,276	同 上	同 上
大学卒	47	41.3	362,921	44,512	318,409		
短大卒	10	42.6	333,737	29,648	304,089		
高校卒	19	46.3	330,898	17,888	313,010		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	467	39.8	288,221	24,478	263,743	同 上	行政職 1級
大学卒	233	36.2	295,371	26,894	268,477		
短大卒	99	44.0	294,963	24,844	270,119		
高校卒	131	42.7	271,791	20,185	251,606		
中学卒	4	39.7	270,464	22,731	247,733		
技術係員	266	38.2	311,228	28,719	282,509	同 上	同 上
大学卒	150	36.9	321,309	31,298	290,011		
短大卒	35	42.4	294,613	22,024	272,589		
高校卒	76	38.9	299,524	27,189	272,335		
中学卒	5	33.7	300,434	21,510	278,924		

4 規模 50 人以上 100 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	—	—	—	—	—	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	行 政 職 6 級、7 級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	—	—	—	—	—	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	12	52.3	590,139	3,868	586,271	2 課 以 上 ま た は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 お よ び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	同 上
大学卒	10	52.1	629,547	4,641	624,906		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	53.5	393,100	0	393,100		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	X	X	X	X	X	同 上	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	4	47.3	495,435	13,746	481,689	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 お よ び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 - 課 長 間)	同 上
大学卒	3	47.2	549,379	18,328	531,051		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	2	52.5	570,035	0	570,035	同 上	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	28	49.4	467,848	6,262	461,586	2 係 以 上 ま た は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 課 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 お よ び 課 長 級 専 門 職	行 政 職 5 級
大学卒	15	47.8	488,271	8,360	479,911		
短大卒	6	51.2	454,492	1,327	453,165		
高校卒	7	51.2	435,534	5,994	429,540		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	20	47.9	459,264	1,476	457,788	同 上	同 上
大学卒	9	48.8	484,650	1,714	482,936		
短大卒	3	49.8	470,958	1,333	469,625		
高校卒	8	46.0	426,318	1,262	425,056		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4級
大学卒	8	45.9	414,812	0	414,812		
短大卒	5	43.5	440,969	0	440,969		
高校卒	2	48.5	396,144	0	396,144		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術課長代理	2	48.0	488,670	0	488,670	同 上	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	34	45.9	395,692	37,799	357,893	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	14	42.4	411,076	45,938	365,138		
短大卒	6	49.5	403,734	22,230	381,504		
高校卒	14	47.9	376,862	36,332	340,530		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係長	13	48.1	410,027	45,200	364,827	同 上	同 上
大学卒	6	42.5	419,921	56,261	363,660		
短大卒	3	50.8	408,967	59,919	349,048		
高校卒	4	54.5	395,982	17,571	378,411		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	19	42.3	321,904	39,102	282,802	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	8	39.6	336,757	50,137	286,620		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	10	43.7	320,310	34,138	286,172		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	6	41.5	377,867	48,264	329,603	同 上	同 上
大学卒	2	43.5	423,075	48,977	374,098		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	4	40.5	355,264	47,907	307,357		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	118	36.8	310,267	24,513	285,754	同 上	行政職 1級
大学卒	60	32.6	344,789	33,693	311,096		
短大卒	18	41.9	263,954	15,026	248,928		
高校卒	40	42.2	268,100	11,998	256,102		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係員	58	41.3	303,477	12,595	290,882	同 上	同 上
大学卒	28	38.4	297,951	12,157	285,794		
短大卒	13	41.1	297,129	13,148	283,981		
高校卒	17	46.1	317,433	12,893	304,540		
中学卒	—	—	—	—	—		

その2 研究関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
研究部（課）長	9	55.4	622,134	0	622,134	2室（係）以上または構成員7人以上の部（課）の長
研究室（係）長	13	49.9	539,479	23,504	515,975	構成員3人以上の室（係）の長
主任 研究 員	18	48.1	510,364	4,773	505,591	下記研究員より上位の者 （研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長および研究室（係）長を除く。）
研 究 員	33	39.6	362,961	28,635	334,326	
研究 補 助 員	31	39.7	362,465	30,166	332,299	

その3 医療関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
病院長	—	—	—	—	—	部下に医師または歯科医師5人以上
副 院 長	—	—	—	—	—	上記病院長に事故等のあるときの職務 代行者
医 科 長	—	—	—	—	—	部下に医師または歯科医師1人以上
医 師	—	—	—	—	—	
歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
薬 局 長	2	49.5	596,307	0	596,307	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師	14	30.8	340,359	35,387	304,972	
診療放射線技師	23	35.8	336,051	32,530	303,521	
臨床検査技師	22	34.5	311,813	36,535	275,278	
栄 養 士	15	34.6	264,190	2,698	261,492	
理学療法士	35	33.6	299,182	22,996	276,186	
作業療法士	28	31.5	276,989	15,667	261,322	
総看護師長	X	X	X	X	X	部下に看護師長5人以上
看護師長	33	48.2	450,301	32,251	418,050	部下に看護師または准看護師5人以上
看護師	78	34.4	345,277	35,000	310,277	
准看護師	15	40.3	304,652	53,243	251,409	

その4 教育関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
大学学部長	5	60.5	1,155,823	94,163	1,061,660	
大学教授	31	56.7	904,580	63,307	841,273	
大学准教授	22	48.9	823,093	52,434	770,659	
大学講師	16	46.7	752,333	57,591	694,742	
大学助教	3	54.5	773,703	0	773,703	
高等学校教頭	2	60.0	625,525	20,000	605,525	
高等学校教諭	27	42.5	521,832	23,429	498,403	

その5 技能・労務関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
自家用乗用自動車運転手	4	55.5	325,876	75,094	250,782	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
用務員	5	28.6	182,088	0	182,088	

その6 再雇用者（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
事務・技術部長	8	61.8	417,830	697	417,133	
事務・技術次長	X	X	X	X	X	
事務・技術課長	14	63.3	428,747	2,513	426,234	
事務・技術課長代理	X	X	X	X	X	
事務・技術係長	5	61.3	550,688	62,319	488,369	
事務・技術主任	X	X	X	X	X	
事務・技術係員	247	62.8	297,718	15,831	281,887	

第17表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

(令和6年4月)

職 種	学 歴	規 模 計	規模 500 人以上	規模 100 人以上 500 人未満	規模 50 人以上 100 人未満	
		円	円	円	円	
新卒事務員・技術者計	大学卒	222,775	231,429	212,665	X	
	短大卒	192,300	207,237	※ 180,848	-	
	高校卒	178,944	181,570	176,294	※ 171,875	
	新卒事務員	大学卒	216,961	219,888	211,900	X
		短大卒	189,246	※ 196,228	※ 183,992	-
		高校卒	178,815	181,615	175,959	X
	新卒技術者	大学卒	231,124	247,772	213,697	-
		短大卒	194,368	※ 214,567	※ 178,689	-
		高校卒	179,060	181,519	※ 176,582	※ 175,333
新卒研究員	大学卒	X	X	-	-	
新卒研究補助員	高校卒	X	X	-	-	
準新卒医師	大学卒	X	X	-	-	
準新卒薬剤師	大学卒	※ 255,000	X	X	-	
準新卒診療放射線技師	養成所卒	X	X	-	-	
新卒栄養士	大学卒	X	X	-	-	
準新卒看護師	養成所卒	※ 219,217	X	※ 223,825	-	
準新卒准看護師	養成所卒	X	-	X	-	

注1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「準新卒」とは、令和5年度中に資格免許を取得し、令和6年4月までの間に採用された者をいう。

なお、医師については、令和3年3月または令和4年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和6年4月までの間に採用された者（令和5年4月採用者を除く）に限っている。

3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

4 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

第18表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況および扶養家族の構成別支給月額（規模計）

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		80.3%
配偶者に家族手当を支給する		65.1%
子に家族手当を支給する		77.6%
家族手当制度がない		19.7%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	11,761円
	配偶者と子1人	17,415円
	配偶者と子2人	22,840円
	子1人	12,964円
	子2人	25,705円
	子3人	38,440円

注1 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき、配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

2 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見直し予定の状況	割合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 または見直すことについて検討中	16.6%
税制および社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの動向等 によっては、見直すことを検討	16.8%
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	66.6%

注 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

第19表 民間における通勤手当の支給状況

その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の通勤手当を支給する	支給方法				在来線の通勤手当を支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
100.0 %	58.6 %	7.5 %	27.5 %	6.4 %	0.0 %

その2 新幹線または在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を含む通勤手当を支給する	支給方法				特急料金を含む通勤手当を支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
12.6 %	(66.1) %	(27.5) %	(0.0) %	(6.4) %	87.4 %

注1 新幹線または在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 () 内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第20表 民間における特別給の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	350,124	304,138
	上半期 (A2)	354,120	310,095
特別給の支給額	下半期 (B1)	784,498	600,746
	上半期 (B2)	837,658	574,301
特別給の支給割合		月分	月分
	下半期 (B1/A1)	2.24	1.98
	上半期 (B2/A2)	2.37	1.85
	年間計	4.61	3.83
年間の平均		4.61	

注1 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

第21表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	規模計	35.6	(78.2)	(21.8)	-	64.4
	500人以上	43.5	(79.2)	(20.8)	-	56.5
	100人以上500人未満	36.4	(75.6)	(24.4)	-	63.6
	50人以上100人未満	6.7	(100.0)	(0.0)	-	93.3
高校卒	規模計	28.9	(87.8)	(12.2)	-	71.1
	500人以上	37.4	(85.7)	(14.3)	-	62.6
	100人以上500人未満	20.7	(87.0)	(13.0)	-	79.3
	50人以上100人未満	26.7	(100.0)	(0.0)	-	73.3

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第22表 民間における給与改定の状況

役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
係員	74.1	0.9	1.9	23.1
課長級	62.9	0.9	0.9	35.3

注 ベース改定の慣行の有無が不明およびベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第23表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施				定期昇給中止	定期昇給制度なし
		増額	減額	変化なし			
係員	89.2	89.2	31.2	2.2	55.8	0.0	10.8
課長級	81.6	77.7	25.4	4.1	48.2	3.9	18.4

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第24表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	係員		課長級		部長級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	49.7	50.3	45.1	54.9	43.0	57.0
500人以上	46.4	53.6	38.7	61.3	35.8	64.2
100人以上500人未満	54.5	45.5	51.7	48.3	47.7	52.3
50人以上100人未満	44.6	55.4	43.9	56.1	56.6	43.4

第 25 表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60 歳	61 歳以上	
%	%	%	%
100.0	72.3	27.7	-

注 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 26 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり	給与減額なし	
			60 歳で減額	
		%	%	%
課 長 級		58.8	58.8	41.2
非 管 理 職		44.4	41.9	55.6

注 1 「定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第 27 表において同じ。）。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 27 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
%	%
79.9	77.2

注 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。